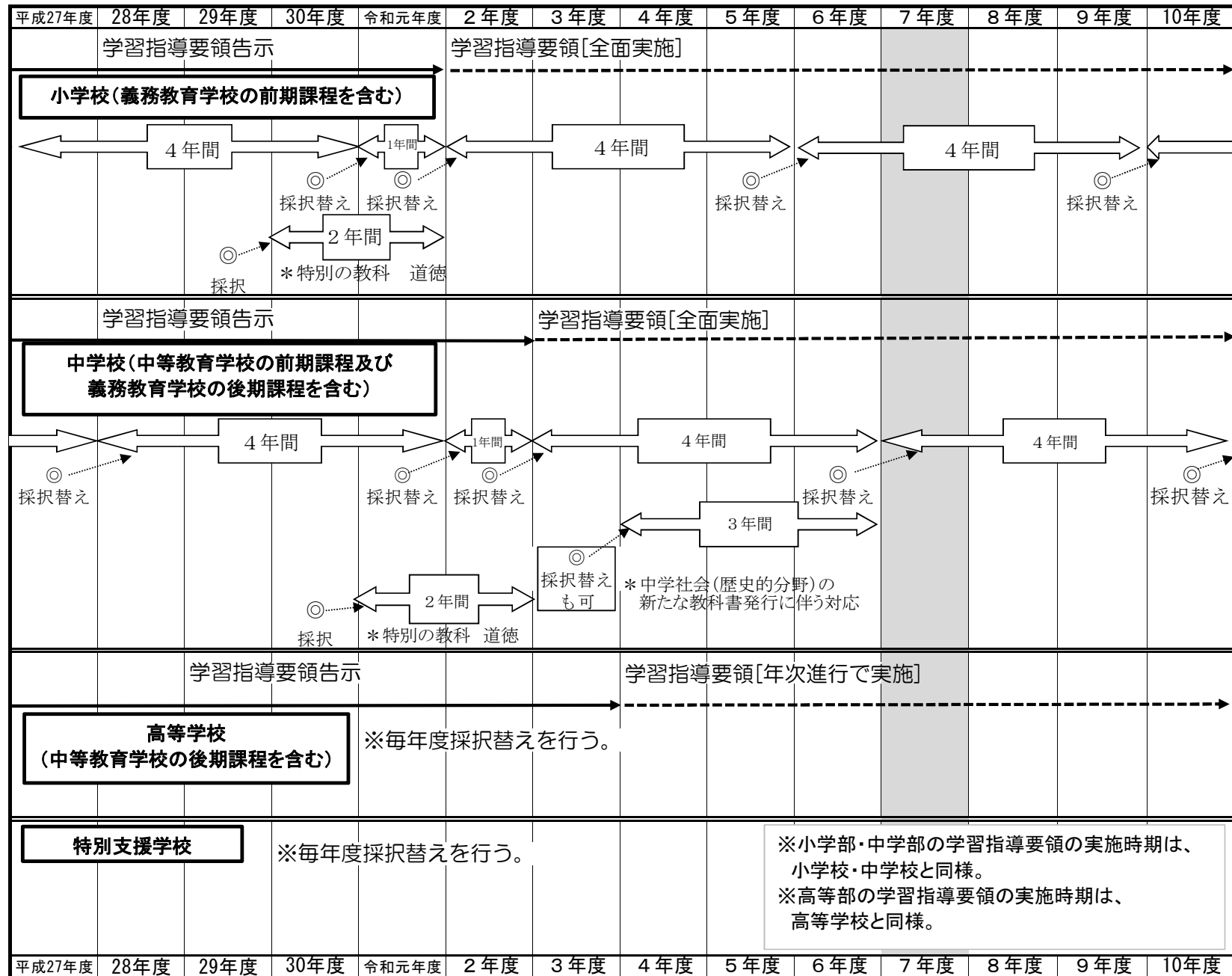


定教第 1 ～ 5 号議案関係

令和 7 年度神奈川県教科用図書選定審議会
諮 問 事 項

- (1) 令和 8 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1 つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に 2 以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和 8 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和 8 年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

教科用図書採択スケジュール



本県における教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について（定教第1号議案関係）

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「無償措置法」という。）により、25の教科用図書採択地区を設定するとともに、毎年度教科用図書選定審議会（条例により委員定数15～20人、任期4月1日から8月31日まで。以下「審議会」という。）を設け、この審議会の意見を聴いて、県教育委員会として採択方針を定め、それを基に市町村の教育委員会等に対し、教科用図書の採択に関し、指導、助言又は援助を行う。
- (2) 市町村の教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導、助言等を受けて種目ごとに1種の教科用図書を採択する。ただし、採択地区内に2以上の市町村が存するときは、採択地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択する。同一の教科用図書を使用する期間は4年間である。

（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除く。）

※学校教育法附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について

（定教第2号議案関係）

県立中等教育学校前期課程の教科用図書は、学校ごとに校長を会長とする専門委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択する。

3 県立高等学校等の教科用図書の採択について（定教第3号議案関係）

- (1) 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程においては無償措置法（第12条）に規定する採択地区ごとの同一教科書採択の定めはない。このため高等学校等では以下の手順で選定し決定する。

- ① 県教育委員会が採択方針を定める。

- ② 学校ごとに校長を議長とする教科書選定会議を開催し、採択方針及び「教科書執筆等及び教科書選定手続に関するガイドライン」に基づき使用希望教科書選定一覧表及び使用希望教科書選定理由一覧表を作成し、県教育委員会に提出する。
 - ③ 県教育委員会の委任により設けられた教科書調査委員会は、各学校の使用希望教科書について調査研究を行う。
 - ④ 県教育委員会は各校長からの申し出と教科書調査委員会の調査研究の結果をもとに各学校の教科書を採択する。
- (2) 採択期間は、1 年間である。

4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について

(定教第 4 号議案関係)

県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書は、学校ごとに校長を会長とする専門委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択する。

5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について

(定教第 5 号議案関係)

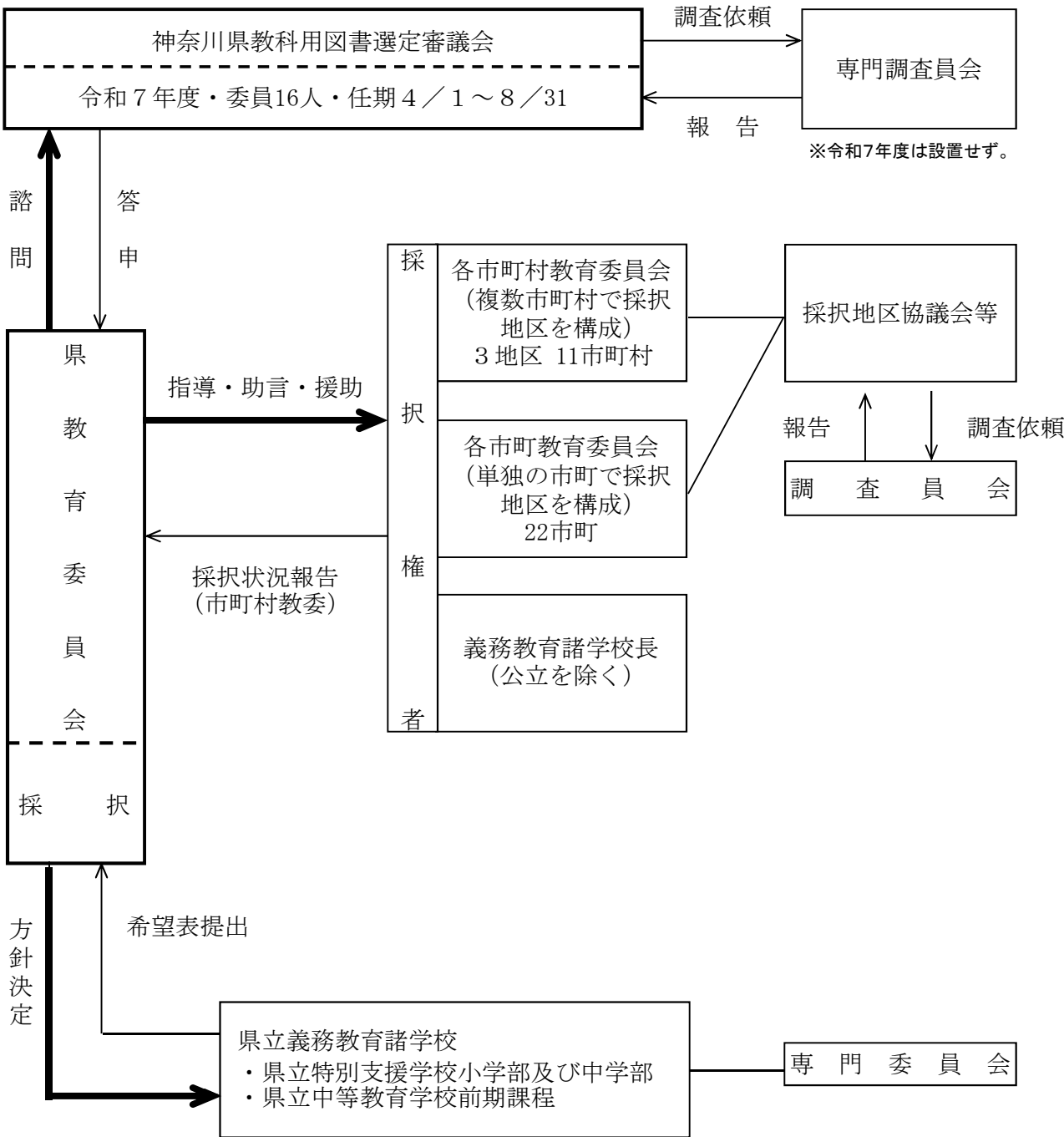
- (1) 無償措置法による採択方法とは異なり、学校ごとに校長を会長とする選定委員会を設け、県教育委員会が定めた採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、教科書調査委員会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択する。
- (2) 採択期間は、1 年間である。

【別表】

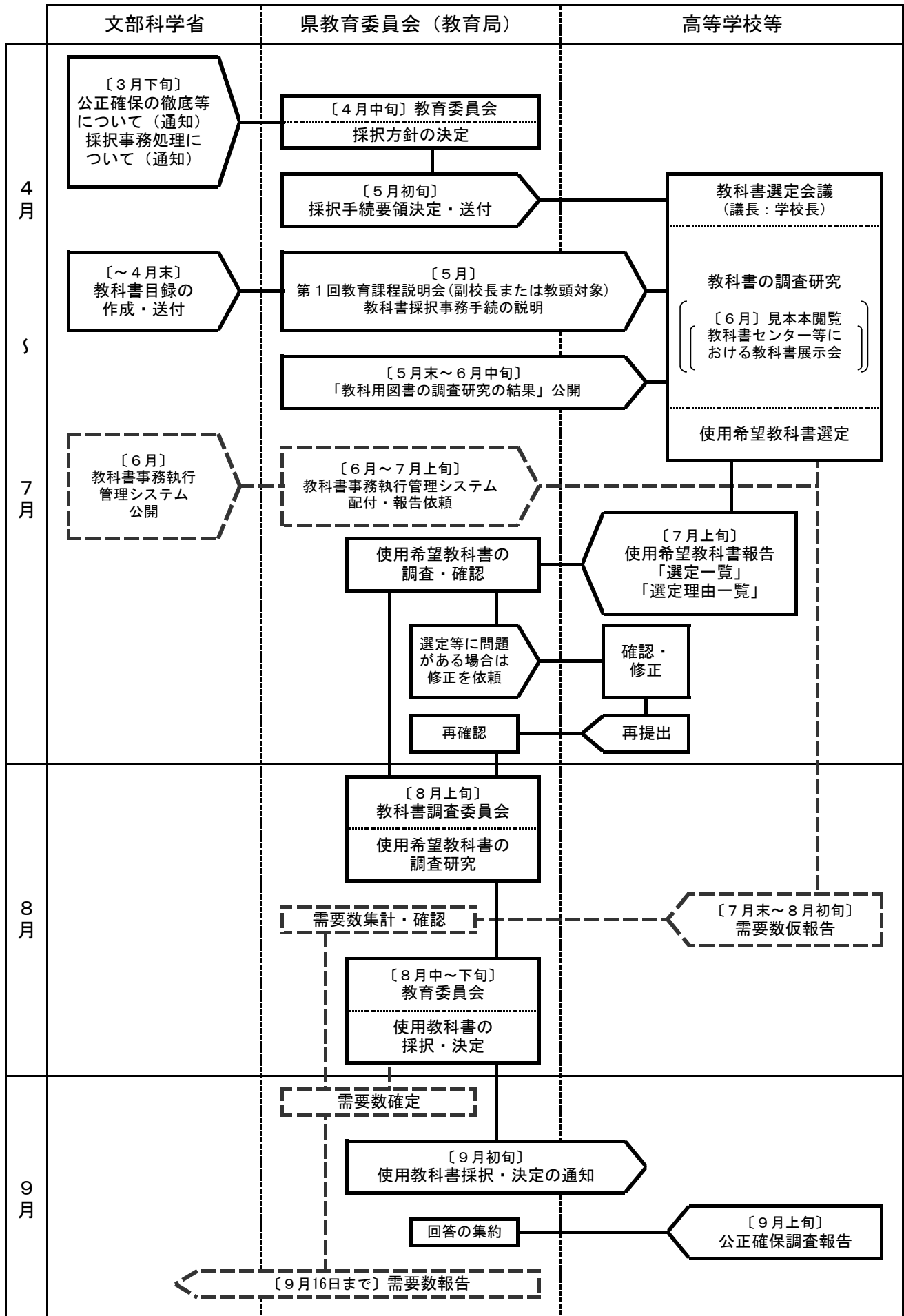
○ 義務教育諸学校の教科用図書採択について

(1) 採択の時期 令和7年8月31日までにを行う

(2) 採択までの流れ

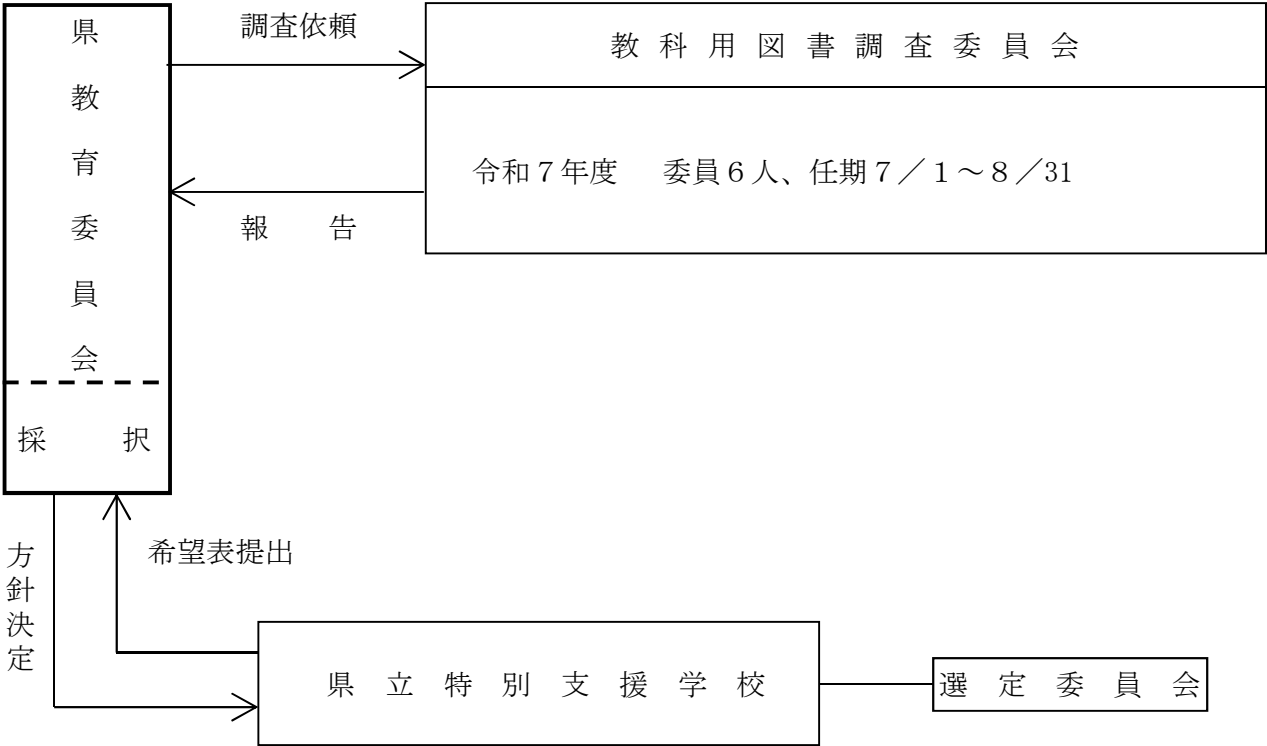


神奈川県立高等学校等使用教科書採択関係図（令和8年度使用教科書）



県立特別支援学校高等部の教科用図書採択について

- (1) 採択の時期 8月上旬
- (2) 採択までの流れ



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(昭和38年・法律第182号) (抜粋)

第3章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとしたときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

- 3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

- 第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（指定都市に関する特例）

- 第16条 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。
- 2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに1種の教科用図書を採択する。
 - 3 第13条第3項及び第5項の規定は、前項の採択について準用する。

（政令への委任）

- 第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 （抜粋）
（昭和 39 年 2 月 3 日 政令第 14 号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第 7 条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第 8 条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 2 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第 9 条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。

- 1 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 2 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - 3 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

（教育委員会規則への委任）

第 10 条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

（採択地区協議会の組織及び運営）

第 11 条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

- 2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、

採択地区協議会の規約で定める。

（採択地区協議会の規約事項）

第 12 条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 採択地区協議会の名称
- 2 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- 3 採択地区協議会の組織
- 4 教科用図書の選定の方法
- 5 採択地区協議会の経費の支弁の方法

（採択地区協議会の規約の変更）

第 13 条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

（採択の時期）

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

- 2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第 15 条 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合 には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第 1 項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則
(昭和 39 年 政令第 2 号)

(同一教科用図書の採択の特例)

第 6 条 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第 15 条第 2 項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第 3 項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 1 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）発行が行われないこととなつた教科用図書を採択していた期間
- 2 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間
- 3 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第 20 号）第 12 条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間
- 4 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設置または変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間
- 5 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第 13 条第 3 項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区において採択されていた教科用図書の採択されていた期間



令和7年4月11日

神奈川県教育委員会

教育長 花田 忠雄 様

神奈川県教科用図書選定審議会

会 長 大河内 誠

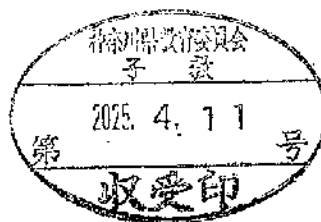


令和8年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務
についての指導、助言又は援助について（答申）

令和7年4月9日付けをもって諮問があった次の事項のうち、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に
ついて別添のとおり答申します。

諮問事項

- (1) 令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期
課程において使用する教科用図書の採択について



1 令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について【諮問事項(1)】

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和8年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
 その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和6・7・8・9年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和7・8・9・10年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について【諮問事項(2)】

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について【諮問事項(3)】

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について【諮問事項(4)】

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について【諮問事項(5)】

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和 6 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和 7 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。



子教第1075号

令和7年4月9日

神奈川県教科用図書選定審議会会長 様

神奈川県教育委員会教育長



令和8年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務
についての指導、助言又は援助について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、市町村の教育委員会及び公立を除く義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、指導、助言又は援助を行いたいので、同法第11条第1項の規定により、次の事項を諮問します。

1 諮問事項

- (1) 令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

2 答申（希望）期限

- 諮問事項(1)～(5)について 4月中旬
- 諮問事項(6)について 7月中旬